

第2回長野市・大岡村・戸隠村・鬼無里村任意合併協議会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委嘱書の交付

4 委員の紹介

5 議 事

- | | | | |
|--------|----------|--|-----|
| 議案第8号 | [協議項目1] | 合併の方式について | 資料1 |
| 議案第9号 | [協議項目2] | 合併の期日について | 資料1 |
| 議案第10号 | [協議項目3] | 新市の名称について | 資料1 |
| 議案第11号 | [協議項目4] | 新市の事務所の位置について | 資料1 |
| 議案第12号 | [協議項目18] | 町名・字名の取扱いについて | 資料1 |
| 議案第13号 | [協議項目23] | 各種事務事業の取扱いのうち生活・環境部会
所管の事務事業について(その1) | 資料2 |
| 報告第1号 | | 市町村合併重点支援地域の指定について | 資料1 |
| 報告第2号 | | 長野市・大岡村・戸隠村・鬼無里村合併建設計画策定委員会
委員について | 資料1 |

6 その他

- (1) 長野市・大岡村・戸隠村・鬼無里村任意合併協議会ホームページの立
ち上げについて 資料1
- (2) 今後の開催予定について
- (3) その他

7 閉 会

長野市・大岡村・戸隠村・鬼無里村

任意合併協議会 第2回会議資料1

期 日 平成15年6月18日(水)

会 場 鬼無里村 活性化センター

長野市・大岡村・戸隠村・鬼無里村任意合併協議会 名簿

委員

(敬称略)

区分	長野市		大岡村		戸隠村		鬼無里村	
	氏名	役職等	氏名	役職等	氏名	役職等	氏名	役職等
規約第4条第1号	鷲澤 正一	市長	大平 嘉久雄	村長	横川 欣一	村長	風間 俊宣	村長
規約第4条第2号	市川 衛	助役	池内 敏明	助役	川浦 功	収入役	宮下 清秀	助役
	伊藤 克昭	収入役						
	立岩 睦秀	教育長						
規約第4条第3号	小山 岑晴	議長	中澤 義忠	議長	和田 啓造	議長	徳竹 一男	議長
	宮崎 一	副議長	吉田 一人	副議長	宮下 慎平	副議長	徳嵩 周二	副議長
規約第4条第4号 (五十音順)	伊藤 治通	議会議員	青木 崇	議会議員	木村 正	議会議員	徳嵩 進	議会議員 (市町村合併 研究特別委員 会委員長)
	入山 路子	議会議員	待井 清志	議会議員	山口 文平	議会議員 (合併問題 特別委員会 副委員長)	戸谷 英徳	議会議員 (市町村合併 研究特別委員 会副委員長)
	越野 要	議会議員						
	原田 誠之	議会議員						
	藤沢 敏明	議会議員						
	町田 伍一郎	議会議員 (合併問題 調査研究特別 委員会副委員 長)						
	松木 茂盛	議会議員 (合併問題 調査研究特別 委員会委員 長)						
規約第4条第5号 (五十音順)	小川 優	長野市農業 団体協議会会 長	市河 幸子	大岡村女性 団体連絡協 議会委員	鈴木 武征	戸隠村農業 委員会会 長	北澤 叶地	鬼無里村農業 委員会会 長
	桐澤 満	長野市PT A連合会会 長	熊井 清幸	大岡村商工 会会長	原山 千文	戸隠村商工 会会長	久保田冷子	鬼無里村女性 代表
	久保田隆次	長野市社会 福祉協議会 会長	小林 富男	大岡村社会 福祉協議会 副会長	堀 充典	戸隠村民生 委員協議会 会長	徳嵩 積	鬼無里村商工 会代表
	仁科 恵敏	長野市商工 団体連絡協 議会会長	所 通雄	J Aグリーン 長野大岡支所 運営委員 長	丸山 高德	戸隠村市町 村合併研究 委員会委員 長	戸谷 芳仁	鬼無里村PT A連合会会 長
	馬場雄二郎	長野市区 長会会長	柳澤 重則	大岡村老人 クラブ連合 会会長	丸山 博意	戸隠村区長 会会長	中島 和夫	鬼無里村囃 子会会長
	宮入 鶴子	長野市女性 団体連絡会 会長						
	若林 健太	長野青年会 議所理事 長						
合計	20名		11名		11名		11名	

○監査委員

委嘱名	長野市		戸隠村	
	氏名	役職等	氏名	役職等
監査委員	戸谷 修一	代表監査委員	西澤 知能	代表監査委員

○オブザーバー

	氏名	役職等
オブザーバー	金井 範夫	長野県長野地方事務所長

協議項目	1 合併の方式
------	---------

調整方針	更級郡大岡村、上水内郡戸隠村及び同郡鬼無里村を廃し、その区域を長野市に編入する。
------	--

長野市		大岡村		戸隠村		鬼無里村	
1 面積	総面積 404.35km ²	1 面積	総面積 45.86 k m ²	1 面積	総面積 132.76km ²	1 面積	総面積 135.64 k m ²
2 人口の状況(平成12年国勢調査)	人口 360,112人 世帯 130,290世帯	2 人口の状況(平成12年国勢調査)	人口 1,544人 世帯 617世帯	2 人口の状況(平成12年国勢調査)	人口 4,938人 世帯 1,597世帯	2 人口の状況(平成12年国勢調査)	人口 2,333人 世帯 827世帯

(参考)

中核市及び県庁所在地での平成2年度以降の合併状況

合併の期日	合併市町村名	合併関係市町村名(合併直前国調人口/合併直前面積)	合併の方式	合併後の人口(面積)
H3.2.1	熊本市	熊本市(579,306人/171.09 k m ²), 北部町(18,358人/29.74 k m ²)	編入	597,691人(200.83 k m ²)
H3.2.1	熊本市	熊本市(597,691人/200.83 k m ²), 河内町(8,525人/33.95 k m ²)	編入	606,216人(234.78 k m ²)
H3.2.1	熊本市	熊本市(606,216人/234.78 k m ²), 飽田町(10,330人/12.05 k m ²)	編入	616,546人(246.83 k m ²)
H3.2.1	熊本市	熊本市(616,546人/246.83 k m ²), 天明町(10,181人/19.38 k m ²)	編入	626,727人(266.21 k m ²)
H3.5.1	浜松市	浜松市(534,620人/252.69 k m ²), 可美村(13,255人/4.05 k m ²)	編入	547,875人(256.74 k m ²)
H4.3.3	水戸市	水戸市(234,968人/147.01 k m ²), 常澄村(10,557人/28.89 k m ²)	編入	245,525人(175.90 k m ²)
H4.4.1	盛岡市	盛岡市(235,434人/398.69 k m ²), 都南村(43,063人/90.46 k m ²)	編入	278,497人(489.15 k m ²)
H13.1.1	新潟市	新潟市(494,769人/205.94 k m ²), 黒崎町(23,605人/25.97 k m ²)	編入	518,374人(231.91 k m ²)
H13.5.1	さいたま市	浦和市(484,834人/70.67 k m ²), 大宮市(456,164人/89.37 k m ²), 与野市(82,939人/8.29 k m ²)	新設	1,023,937人(168.33 k m ²)
H15.2.3	福山市	福山市(378,789人/364.51 k m ²), 内海町(3,431人/12.67 k m ²)	編入	382,220人(377.18 k m ²)
H15.2.3	福山市	福山市(382,220人/377.18 k m ²), 新市町(21,695人/53.10 k m ²)	編入	403,915人(430.28 k m ²)
H15.4.1	静岡市	静岡市(469,695人/1,146.19 k m ²), 清水市(236,818人/227.66 k m ²)	新設	706,513人(1373.85 k m ²)
	前橋市	前橋市(284,155人/147.34 k m ²), 大胡町(16,461人/19.76 k m ²), 宮城村(8,336人/48.15 k m ²), 相川村(11,513人/25.97 k m ²)	編入	320,465人(241.22 k m ²)
	福井市	福井市(252,274人/340.60 k m ²), 鯖江市(64,898人/84.75 k m ²), 美山町(5,299人/137.73 k m ²), 越廼村(1,867人/15.35 k m ²), 清水町(10,117人/42.49 k m ²)	新設	334,455人(620.92 k m ²)
	甲府市	甲府市(196,154人/171.88 k m ²), 中道町(5,556人/21.02 k m ²), 戸川村(590人/37.15 k m ²), 上九戸村(1,639人/86.48 k m ²)	編入	203,939人(316.53 k m ²)
	鳥取市	鳥取市(150,439人/237.20 k m ²), 国府町(8,620人/93.40 k m ²), 福部村(3,451人/34.94 k m ²), 河原町(8,382人/83.62 k m ²), 用瀬町(4,324人/81.60 k m ²), 佐治村(2,835人/79.89 k m ²), 気高町(10,004人/34.31 k m ²), 鹿野町(4,594人/52.77 k m ²), 青谷町(8,095人/67.93 k m ²)	編入	200,744人(765.66 k m ²)
	広島市	広島市(1,126,239人/741.75 k m ²), 海田町(30,042人/13.81 k m ²)	編入	1,156,281人(755.56 k m ²)
	長崎市	長崎市(423,167人/241.21 k m ²), 香焼町(4,512人/4.51 k m ²), 伊王島町(1,035人/2.26 k m ²), 高島町(900人/1.31 k m ²), 野母崎町(8,101人/20.92 k m ²), 外海町(7,405人/46.61 k m ²)	編入	445,120人(316.82 k m ²)
	鹿児島市	鹿児島市(552,098人/289.79 k m ²), 吉田町(11,736人/54.79 k m ²), 桜島町(4,678人/32.19 k m ²), 喜入町(12,802人/61.23 k m ²), 松元町(12,065人/51.05 k m ²), 郡山町(8,314人/57.75 k m ²)	編入	601,693人(546.80 k m ²)
	高知市	高知市(330,654人/144.97 k m ²), 鏡村(1,644人/60.06 k m ²), 土佐山村(1,323人/59.22 k m ²)	編入	333,621人(264.25 k m ²)

任意合併協議会又は法定合併協議会において、協議中の自治体です。

(参考)

1 新設合併と編入合併の比較

	新設合併	編入合併	
定義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。	
法人格	新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。	
合併市町村の名称	新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。	
事務所の位置	新たに制定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。	
市町村の長	合併関係市町村の長は、全員が合併と同時にその身分を失うことになる。合併後50日以内に選挙を行う。 (公職選挙法第33条) 新市町村を設置した場合は、最初の選挙が行われるまでの間、関係市町村長の中から協議により、市長職務執行者を定める。 (地方自治法施行令第1条)	編入される市町村の長は、合併と同時にその身分を失う。 編入する市町村の長の身分に変動はない。	
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数以内で条例に定めた定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される(消滅する)市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行うことができる。)
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。

農業委員会の委員 (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される(消滅する)市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10~80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される(消滅する)市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間、在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

(注1) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。

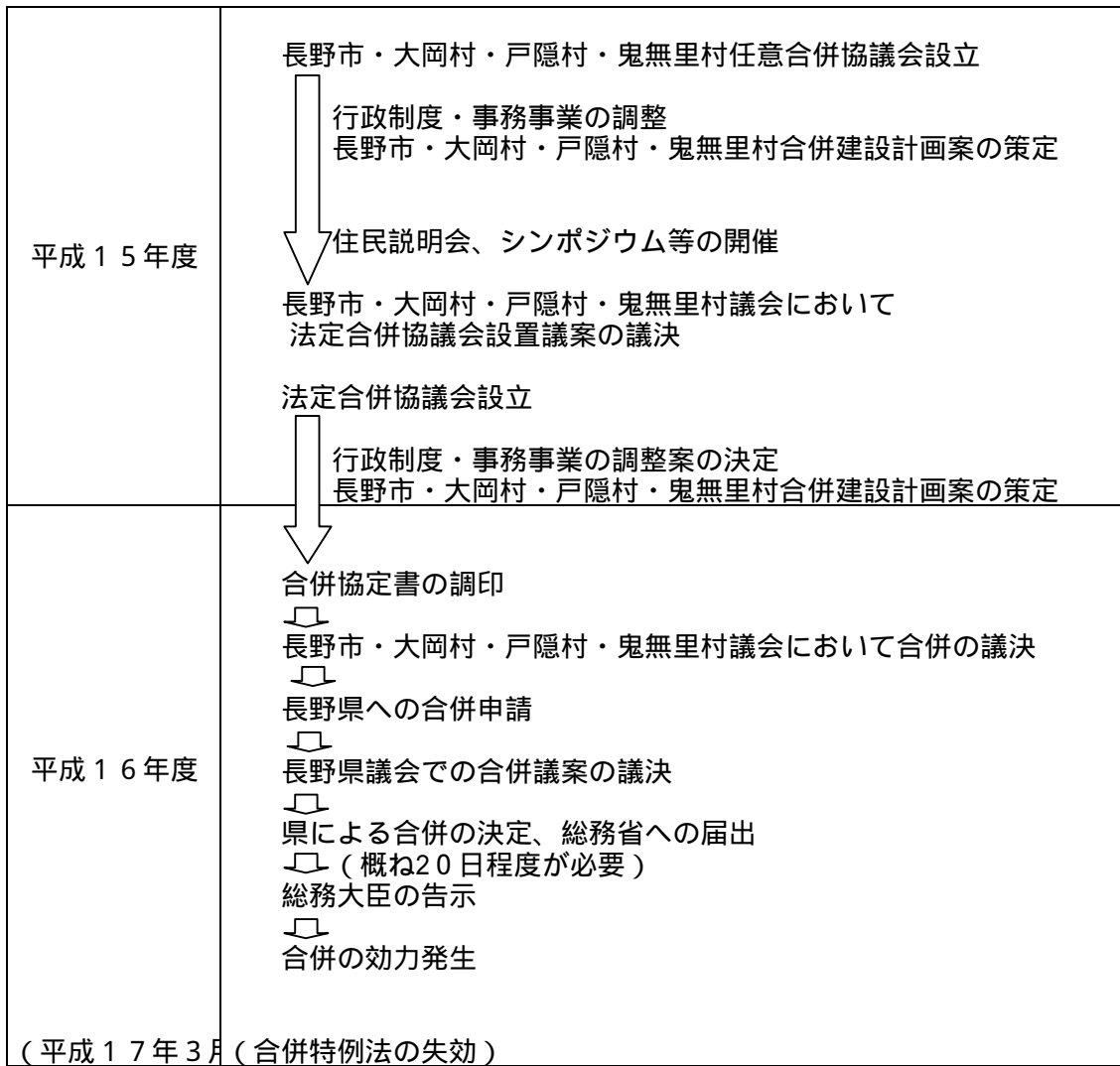
(注2) 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

協議項目	2 合併の期日
-------------	----------------

調整方針	平成17年3月までを目途とし、具体的な期日については法定合併協議会で決定する。
-------------	---

参考

1. 合併協議のスケジュール案



2. 合併期日の決定に当たっての留意点

- (1) 合併特例法の期限内とする。
- (2) 合併の調印から長野市・大岡村・戸隠村・鬼無里村議会の議決、県知事への合併申請、県議会の議決、総務大臣の告示などの手続きに要する期間を考慮して定める。
- (3) 電算システム、条例・規則等の改正作業に要する期間を考慮して定める。
- (4) 合併後の決算処理、予算編成を考慮して定める。

議案第10号

協議項目	3 新市の名称
------	---------

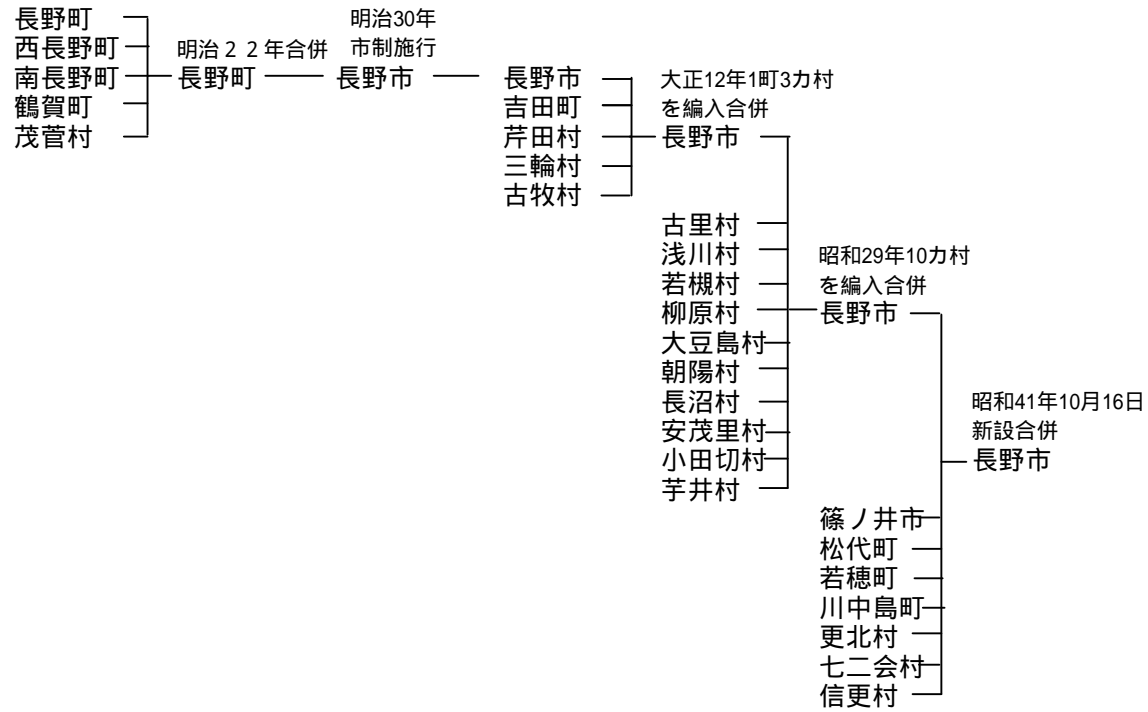
調整方針	新市の名称は、「長野市」とする。
------	------------------

現 況		比 較	
長 野 市	大 岡 村	戸 隠 村	鬼 無 里 村
<p>1 名称 長野市</p> <p>2 沿革 長野市は平安の昔から、善光寺の門前町として栄え、明治4年の廃藩置県により、長野県庁が置かれました。 明治22年には4町1カ村が合併し、長野町となり、明治30年に市制を施行し、長野市となりました。 大正12年には、1町3カ村を編入合併し、昭和29年には10カ村の編入合併をしました。 昭和41年10月に、2市3町3カ村の新設合併を行い、新市の名称を長野市としました。 平成10年には、世紀の祭典である長野オリンピック、またパラリンピックを開催し、世界に長野の名前を発信できました。 平成11年には、政令指定都市に準じた権限を持つ中核市に移行し、現在に至っております。</p>	<p>1 名称 大岡村</p> <p>2 沿革 大岡村は明治8年旧宮平村・根越村・和乎村・川口村・聖新田の日影組が合併し、歳月をへて昭和31年9月当時の牧郷村の一部を加え、新しく大岡村が発足しました。 昭和40年には村の象徴ともいえる聖山を主峰とする付近一帯が県立公園に指定され、この山麓を中心とした観光地として、豊かな自然環境が注目されるようになりました。 平成10年にはオリンピック冬季競技大会が長野市で開催され、その際に県指定の文化財である村の芦ノ尻道祖神が開会式に出演し、その名を全国的に轟かせ、北アルプスの眺望とともに観光名所として大勢の観光客を楽しませております。</p>	<p>1 名称 戸隠村</p> <p>2 沿革 戸隠村の歴史は古く平安時代から霊場として栄え、日本神話で有名な天の岩戸伝説が、「戸隠」の由来という歴史と伝統に満ちています。 現在の戸隠村に至るまでには何度か村々が合併し、昭和32年8月1日、町村合併法により柵、戸隠両村が合併し、新しく戸隠村が発足しました。 昭和31年7月10日、戸隠村の一部が上信越高原国立公園に指定され、戸隠の自然が注目されるようになり、戸隠スキー場が昭和38年に開設、昭和39年にはバードラインが開通し、四季を通じた観光地としてさらに発展するようになりました。</p>	<p>1 名称 鬼無里村</p> <p>2 沿革 鬼無里村は、鬼無里・日影・日下野の三つの大字からなっています。大字鬼無里は、昔、柳原の荘、葛山郷と称し水無瀬村と言われておりましたが、延暦年間の頃、鬼無里村に改められたと言われております。 大字日影は、春日の荘、小川の郷、御山の里と言われていたものを、明治9年5月に瀬戸川村（小川村）のうち押切組を合併し日影村となりました。 鬼無里村と日影村は明治22年に合併し、鬼無里村に統合されました。 大字日下野は、昭和30年2月1日に上水内郡日里村字親沢を編入合併したものです。 鬼無里村という村名の起源は明らかではありませんが、村内には各種の鬼にまつわる伝説があり、いずれも鬼が退治されその後鬼が居なくなった里にちなみ鬼無里と呼ばれるようになったと伝えられております。 近年は、山紫水明の里、特に奥裾花自然園は水芭蕉の群生地として全国にその名を馳せており、毎年、全国各地より大勢の観光客が訪れる村へと発展し、現在に至っております。</p>

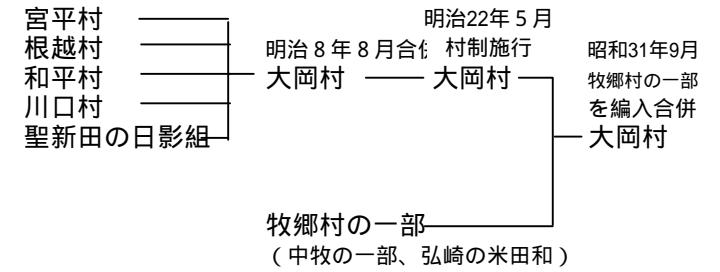
備 考	<p>新設合併の場合は、新たに法人格を持つため、新市の名称を決めなければなりません。編入合併の場合は従来の名前を使用する事が通例です。 地方自治法第3条第1項 地方公共団体の名称は、従来の名称による。 第3項 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。 第4項 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。</p>
-----	--

(参 考)

長野市の系図

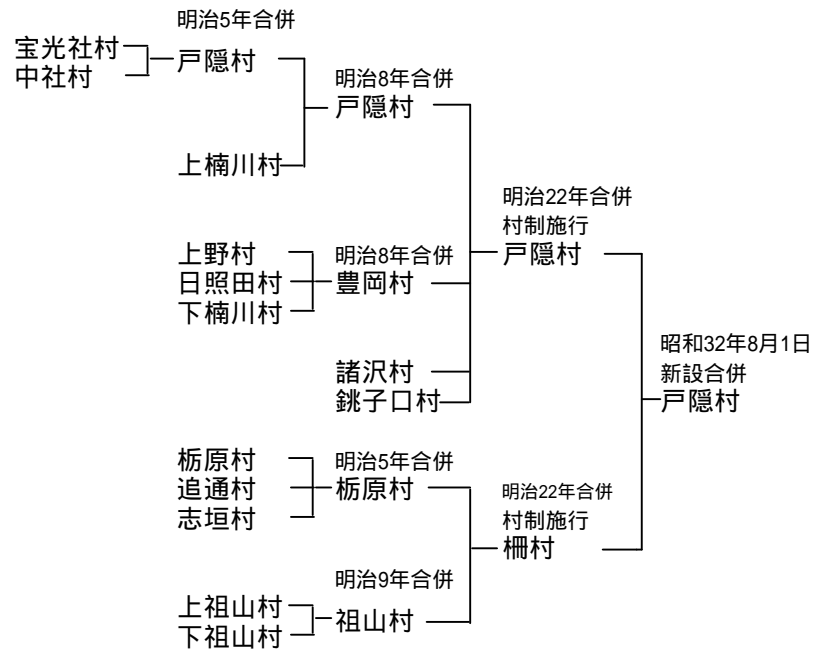


大岡村の系図

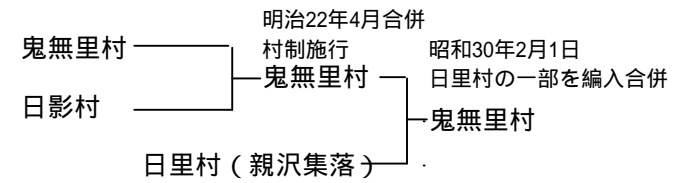


(参 考)

戸隠村の系図



鬼無里村の系図



議案第11号

協議項目	4 新市の事務所の位置
------	-------------

調整方針	新市の事務所の位置は、長野市大字鶴賀字苗間平1613番地とする。
------	----------------------------------

現況		比較																																																							
長野市	大岡村	戸隠村	鬼無里村																																																						
<p>1 所在地 長野市大字鶴賀字苗間平1613番地</p> <p>2 庁舎の規模</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第一庁舎</td> <td>第二庁舎</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>6,977.20㎡</td> <td>8,126.61㎡</td> </tr> <tr> <td>構造規模</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上8階</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上10階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>12,196.53㎡</td> <td>15,328.69㎡</td> </tr> <tr> <td>建築年月</td> <td>昭和40年9月</td> <td>昭和62年8月</td> </tr> <tr> <td>庁舎内職数</td> <td colspan="2">1,209人</td> </tr> </table> <p>3 来庁者駐車可能台数 429台</p> <p>4 最寄りの公共交通機関 (1) JR信越線、中央線、飯山線、長野新幹線長野駅 (2) 長野電鉄長野線長野駅 (3) しなの鉄道長野駅</p> <p>5 主要官庁 (1) 国の機関（抜粋） ・ 信越総合通信局 ・ 信越郵政監察局 ・ 長野地方方法務局 ・ 長野地方検察庁 ・ 関東財務局長野財務事務所 ・ 長野税務署 ・ 東京食糧事務所長野事務所 ・ 長野労働局 ・ 中部森林管理局 ・ 社会保険庁長野社会保険事務所 ・ 新潟運輸局長野陸運支局 ・ 長野地方気象台 ・ 長野国道工事事務所 ・ 千曲川工事事務所 ・ 長野地方裁判所 (2) 県の機関（抜粋） ・ 長野県庁 ・ 長野県警察本部 ・ 長野地方事務所 ・ 長野建設事務所 ・ 長野保健所</p>		第一庁舎	第二庁舎	敷地面積	6,977.20㎡	8,126.61㎡	構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上8階	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上10階	延床面積	12,196.53㎡	15,328.69㎡	建築年月	昭和40年9月	昭和62年8月	庁舎内職数	1,209人		<p>1 所在地 更級郡大岡村乙287番地</p> <p>2 庁舎の規模</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>大岡村庁舎</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>955.37㎡</td> </tr> <tr> <td>構造規模</td> <td>鉄筋コンクリート造、地下1階、地上一部3階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>2,310.41㎡</td> </tr> <tr> <td>建築年月</td> <td>平成2年2月</td> </tr> <tr> <td>庁舎内職数</td> <td>25人</td> </tr> </table> <p>3 来庁者駐車可能台数 30台</p> <p>4 最寄りの公共交通機関 該当なし</p> <p>5 主要官庁 (1) 国の機関 ・ 該当なし</p> <p>(2) 県の機関 ・ 該当なし</p>		大岡村庁舎	敷地面積	955.37㎡	構造規模	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上一部3階	延床面積	2,310.41㎡	建築年月	平成2年2月	庁舎内職数	25人	<p>1 所在地 上水内郡戸隠村大字豊岡1554番地</p> <p>2 庁舎の規模</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>戸隠村庁舎</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>2,877.32㎡</td> </tr> <tr> <td>構造規模</td> <td>鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>4,239.22㎡</td> </tr> <tr> <td>建築年月</td> <td>平成6年3月</td> </tr> <tr> <td>庁舎内職数</td> <td>55人</td> </tr> </table> <p>3 来庁者駐車可能台数 50台</p> <p>4 最寄りの公共交通機関 該当なし</p> <p>5 主要官庁 (1) 国の機関 ・ 中部森林管理局北信森林管理署戸隠森林事務所 ・ 環境省自然環境局戸隠保護官事務所</p> <p>(2) 県の機関 ・ 該当なし</p>		戸隠村庁舎	敷地面積	2,877.32㎡	構造規模	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階	延床面積	4,239.22㎡	建築年月	平成6年3月	庁舎内職数	55人	<p>1 所在地 上水内郡鬼無里村大字日影2750番地1</p> <p>2 庁舎の規模</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>鬼無里村庁舎</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>5,196.00㎡</td> </tr> <tr> <td>構造規模</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>3,603.89㎡</td> </tr> <tr> <td>建築年月</td> <td>平成12年3月</td> </tr> <tr> <td>庁舎内職数</td> <td>49人</td> </tr> </table> <p>3 来庁者駐車可能台数 40台</p> <p>4 最寄りの公共交通機関 該当なし</p> <p>5 主要官庁 (1) 国の機関 ・ 中部森林管理局北信森林管理署裾花川第一治山事業所 (2) 県の機関 ・ 奥裾花ダム管理事務所</p>		鬼無里村庁舎	敷地面積	5,196.00㎡	構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階	延床面積	3,603.89㎡	建築年月	平成12年3月	庁舎内職数	49人
	第一庁舎	第二庁舎																																																							
敷地面積	6,977.20㎡	8,126.61㎡																																																							
構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上8階	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上10階																																																							
延床面積	12,196.53㎡	15,328.69㎡																																																							
建築年月	昭和40年9月	昭和62年8月																																																							
庁舎内職数	1,209人																																																								
	大岡村庁舎																																																								
敷地面積	955.37㎡																																																								
構造規模	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上一部3階																																																								
延床面積	2,310.41㎡																																																								
建築年月	平成2年2月																																																								
庁舎内職数	25人																																																								
	戸隠村庁舎																																																								
敷地面積	2,877.32㎡																																																								
構造規模	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階																																																								
延床面積	4,239.22㎡																																																								
建築年月	平成6年3月																																																								
庁舎内職数	55人																																																								
	鬼無里村庁舎																																																								
敷地面積	5,196.00㎡																																																								
構造規模	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階																																																								
延床面積	3,603.89㎡																																																								
建築年月	平成12年3月																																																								
庁舎内職数	49人																																																								
備考	<p>新市の事務所の位置については、新設合併の場合は、新たに定める必要があります。 編入合併の場合は、編入する市町村の現在の位置となるのが通常ですが、事務所の位置を変更するときは、条例で定めなければならない。議会において、出席議員の3分の2以上の同意が必要となります。 地方自治法第4条第1項 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。 第2項 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利便に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について 適当な考慮を払わなければならない。 第3項 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p>																																																								

協議項目	18 町名・字名の取扱い
------	--------------

調整方針	大岡村、戸隠村及び鬼無里村の町名・字名については、大岡村、戸隠村及び鬼無里村の意向を尊重する。 ただし、長野市の現行の町名と紛らわしくないようにする。
------	--

長 野 市		大 岡 村		戸 隠 村		鬼 無 里 村	
住 所 名	読 み	住 所 名	読 み	住 所 名	読 み	住 所 名	読 み
大字茂菅	おおあざもすげ	甲	こう	大字戸隠	おおあざとがくし	大字鬼無里	おおあざきなさ
大字西長野	おおあざにしながの	乙	おつ	大字豊岡	おおあざとよおが	大字日影	おおあざひかげ
大字長野桜枝町	おおあざながのさくらえちょう	丙	へい	大字祖山	おおあざそやま	大字日下野	おおあざくさかの
大字長野狐池	おおあざながのきつねいけ	大字中牧	おおあざなかまき	大字栃原	おおあざとちはら		
大字長野花咲町	おおあざながのはなさきちょう	大字弘崎	おおあざひろさき				
大字長野往生地	おおあざながのおうじょうじ						
大字西長野往生地	おおあざにしながのおうじょうじ						
大字長野横沢町	おおあざながのよこさわちょう						
大字長野西町	おおあざながのにしまち						
大字長野上西之門町	おおあざながのかみにしのもんちょう						
大字長野西之門町	おおあざながのにしのもんちょう						
大字長野栄町	おおあざながのさかえちょう						
大字長野立町	おおあざながのたつまち						
大字長野若松町	おおあざながのわかまつちょう						
大字長野旭町	おおあざながのあさひまち						
大字長野長門町	おおあざながのながとまち						
大字長野伊勢町	おおあざながのいせまち						
大字長野横町	おおあざながのよこまち						
大字長野東之門町	おおあざながのひがしのもんちょう						
大字長野岩石町	おおあざながのがんぜきちょう						
大字長野東町	おおあざながのひがしまち						
大字長野元善町	おおあざながのもとよしちょう						
大字長野大門町	おおあざながのだいもんちょう						
大字三輪	おおあざみわ						
大字長野箱清水	おおあざながのはこしみず						

議案第12号

長 野 市		現 況 比 較		
住 所 名	読 み	大 岡 村	戸 隠 村	鬼 無 里 村
大字上松	おおあざうえまつ			
上松1丁目	うえまつ1ちょうめ			
上松2丁目	うえまつ2ちょうめ			
上松3丁目	うえまつ3ちょうめ			
上松4丁目	うえまつ4ちょうめ			
上松5丁目	うえまつ5ちょうめ			
大字長野野新町	おおあざながのあざしんまち			
箱清水1丁目	はこしみず1ちょうめ			
箱清水2丁目	はこしみず2ちょうめ			
箱清水3丁目	はこしみず3ちょうめ			
大字長野野東後町	おおあざながのひがしごちょう			
大字鶴賀権堂町	おおあざつるがごんどうちょう			
大字鶴賀田町	おおあざつるがたまち			
東鶴賀町	ひがしつるがまち			
大字鶴賀東鶴賀町	おおあざつるがひがしつるがまち			
大字鶴賀西鶴賀町	おおあざつるがにしつるがまち			
柳町	やなぎまち			
早苗町	さなえちょう			
大字鶴賀緑町	おおあざつるがみどりちょう			
居町	いまち			
大字鶴賀	おおあざつるが			
大字鶴賀上千歳町	おおあざつるがかみちとせまち			
大字鶴賀南千歳町	おおあざつるがみなみちとせまち			
大字鶴賀問御所町	おおあざつるがといごしよまち			
南千歳1丁目	みなみちとせ1ちょうめ			
南千歳2丁目	みなみちとせ2ちょうめ			
大字南長野諏訪町	おおあざみなみながのすわちょう			
大字南長野西後町	おおあざみなみながのにしごちょう			
大字南長野泉町	おおあざみなみながのあがたまち			
大字南長野妻科	おおあざみなみながのつましな			
大字南長野南泉町	おおあざみなみながのみなみあがたまち			
大字南長野新田町	おおあざみなみながのしんでんちょう			
大字南長野北石堂町	おおあざみなみながのきたいしどうちょう			
大字南長野南石堂町	おおあざみなみながのみなみいしどうちょう			
大字南長野末広町	おおあざみなみながのすえひろちょう			
大字中御所	おおあざなかごしよ			
中御所町4丁目	なかごしよまち4ちょうめ			
中御所1丁目	なかごしよ1ちょうめ			

議案第12号

長 野 市		現 況 比 較		
住 所 名	読 み	大 岡 村	戸 隠 村	鬼 無 里 村
中御所2丁目	なかごしょ2ちょうめ			
中御所3丁目	なかごしょ3ちょうめ			
中御所4丁目	なかごしょ4ちょうめ			
中御所5丁目	なかごしょ5ちょうめ			
大字若里	おおあざわかさと			
大字川合新田	おおあざかわいしんでん			
大字稲葉	おおあざいなば			
大字栗田	おおあざくりた			
若里1丁目	わかさと1ちょうめ			
若里2丁目	わかさと2ちょうめ			
若里3丁目	わかさと3ちょうめ			
若里4丁目	わかさと4ちょうめ			
若里5丁目	わかさと5ちょうめ			
若里6丁目	わかさと6ちょうめ			
大字高田	おおあざたかだ			
北条町	きたじょうまち			
大字平林	おおあざひらばやし			
南高田1丁目	みなみたかだ1ちょうめ			
南高田2丁目	みなみたかだ2ちょうめ			
大字南長池	おおあざみなながいけ			
大字西尾張部	おおあざにしおわりべ			
若宮1丁目	わかみや1ちょうめ			
若宮2丁目	わかみや2ちょうめ			
大字東和田	おおあざひがしわだ			
大字西和田	おおあざにしわだ			
三輪1丁目	みわ1ちょうめ			
三輪2丁目	みわ2ちょうめ			
三輪3丁目	みわ3ちょうめ			
三輪4丁目	みわ4ちょうめ			
三輪5丁目	みわ5ちょうめ			
三輪6丁目	みわ6ちょうめ			
三輪7丁目	みわ7ちょうめ			
三輪8丁目	みわ8ちょうめ			
三輪9丁目	みわ9ちょうめ			
三輪10丁目	みわ10ちょうめ			
吉田1丁目	よしだ1ちょうめ			
吉田2丁目	よしだ2ちょうめ			
吉田3丁目	よしだ3ちょうめ			

議案第12号

長 野 市		現 況 比 較		
住 所 名	読 み	大 岡 村	戸 隠 村	鬼 無 里 村
吉田4丁目	よしだ4ちょうめ			
吉田5丁目	よしだ5ちょうめ			
大字古野	おおあざふるの			
桐原1丁目	きりはら1ちょうめ			
桐原2丁目	ひりはら2ちょうめ			
中越1丁目	なかがえ1ちょうめ			
中越2丁目	なかがえ2ちょうめ			
大字富竹	おおあざとみたけ			
大字金箱	おおあざかねばこ			
大字下駒沢	おおあざしもこまざわ			
大字上駒沢	おおあざかみこまざわ			
大字三才	おおあざさんさい			
西三才	にしさんさい			
大字小島	おおあざこじま			
大字柳原	おおあざやなぎはら			
大字村山	おおあざむらやま			
浅川東条	あさかわひがしじょう			
伺去	しゃり			
真光寺	しんこうじ			
浅川清水	あさかわしみず			
浅川一ノ瀬	あさかわいちのせ			
浅川畑山	あさかわはたやま			
門沢	かどさわ			
中曽根	なかそね			
北郷	きたごう			
三ツ出	みついで			
台ヶ窪	だいがくぼ			
坂中	さかなか			
浅川西平	あさかわにしひら			
浅川福岡	あさかわふくおか			
浅川押田	あさかわおしだ			
浅川西条	あさかわにしじょう			
浅川1丁目	あさかわ1ちょうめ			
浅川2丁目	あさかわ2ちょうめ			
浅川3丁目	あさかわ3ちょうめ			
浅川4丁目	あさかわ4ちょうめ			
浅川5丁目	あさかわ5ちょうめ			
神楽橋	かぐらばし			

議案第12号

長 野 市		現 況 比 較		
住 所 名	読 み	大 岡 村	戸 隠 村	鬼 無 里 村
屋敷田	やしきだ			
大字大豆島	おおあざまめじま			
大字風間	おおあさかざま			
大豆島西沖	まめじまにしおき			
松岡1丁目	まつおか1ちょうめ			
松岡2丁目	まつおか2ちょうめ			
大字屋島	おおあざやしま			
大字北長池	おおあざきたながいけ			
大字北尾張部	おおあざきたおわりべ			
大字石渡	おおあざいしわた			
大字南堀	おおあざみなみぼり			
大字北堀	おおあざきたぼり			
桜新町	さくらしんまち			
大字檀田	おおあざまゆみだ			
大字稲田	おおあざいなだ			
大字徳間	おおあざとくま			
大字若槻団地	おおあざわかつきだんち			
大字若槻東条	おおあざわかつきひがしじょう			
上野1丁目	うわの1ちょうめ			
上野2丁目	うわの2ちょうめ			
上野3丁目	うわの3ちょうめ			
田中	たなか			
大字田子	おおあざたこ			
大字吉	おおあざよし			
大字若槻西条	おおあざわかつきにしじょう			
稲田1丁目	いなだ1ちょうめ			
徳間1丁目	とくま1ちょうめ			
大字大町	おおあざおおまち			
大字穂保	おおあざほやす			
大字津野	おおあざつの			
大字赤沼	おおあざあかぬま			
大字平柴	おおあざひらしば			
大字小柴見	おおあざこしばみ			
大字安茂里	おおあざあもり			
平柴台	ひらしばだい			
宮沖	みやおき			
伊勢宮1丁目	いせみや1ちょうめ			
伊勢宮2丁目	いせみや2ちょうめ			

議案第12号

長 野 市		現 況 比 較		
住 所 名	読 み	大 岡 村	戸 隠 村	鬼 無 里 村
安茂里小市1丁目	あもりこいち1ちょうめ			
安茂里小市2丁目	あもりこいち2ちょうめ			
安茂里小市3丁目	あもりこいち3ちょうめ			
安茂里小市4丁目	あもりこいち4ちょうめ			
差出南1丁目	さしでみなみ1ちょうめ			
差出南2丁目	さしでみなみ2ちょうめ			
差出南3丁目	さしでみなみ3ちょうめ			
大字塩生甲	おおあざしょうぶこう			
大字塩生乙	おおあざしょうぶおつ			
大字山田中	おおあざやまだなか			
大字小鍋	おおあざこなべ			
大字上ヶ屋	おおあざあげや			
大字広瀬	おおあざひろせ			
大字入山	おおあざいりやま			
大字桜	おおあざさくら			
大字鑪	おおあざたたら			
大字泉平	おおあざいずみだいら			
大字富田	おおあざとみた			
篠ノ井布施五明	しののいふせごみょう			
篠ノ井布施高田	しののいふせたかだ			
篠ノ井御幣川	しののいおんべがわ			
篠ノ井横田	しののいよこた			
篠ノ井会	しののあい			
篠ノ井塩崎	しののいしおざき			
篠ノ井小松原	しののいこまつばら			
篠ノ井岡田	しののいおかだ			
篠ノ井二ッ柳	しののいふたつやなぎ			
篠ノ井石川	しののいしかわ			
みこと川	みことがわ			
篠ノ井小森	しののいこもり			
篠ノ井東福寺	しののいとうふくじ			
東犀南	ひがしさいなみ			
篠ノ井杵淵	しののいきねぶち			
篠ノ井西寺尾	しののいにしでらお			
篠ノ井有旅	しののいうたび			
篠ノ井山布施	しののいやまぶせ			
合戦場1丁目	がっせんば1ちょうめ			
合戦場2丁目	がっせんば2ちょうめ			

議案第12号

長 野 市		現 況 比 較		
住 所 名	読 み	大 岡 村	戸 隠 村	鬼 無 里 村
合戦場3丁目	がっせんば3ちょうめ			
神明	しんめい			
松代町松代	まつしろまちまつしろ			
松代町城東	まつしろまちじょうとう			
松代町岩野	まつしろまちいわの			
松代町清野	まつしろまちきよの			
松代町西条	まつしろまちにしじょう			
松代町豊栄	まつしろまちとよさか			
松代町東条	まつしろまちひがしじょう			
皆神台	みなかみだい			
松代温泉	まつしろおんせん			
松代町東寺尾	まつしろまちひがしてらお			
松代町柴	まつしろまちしば			
松代町小島田	まつしろまちおしまだ			
松代町牧島	まつしろまちまきしま			
松代町大室	まつしろまちおおむろ			
松代町西寺尾	まつしろまちにしでらお			
松代町城北	まつしろまちじょうほく			
若穂綿内	わかほわたうち			
若穂川田	わかほかわだ			
若穂牛島	わかほうしじま			
若穂保科	わかほほしな			
川中島町今井	かわなかじままちいまい			
川中島町原	かわなかじままちはら			
川中島町御厨	かわなかじままちみくりや			
川中島町今里	かわなかじままちいまさと			
川中島町上氷鉦	かわなかじままちかみひがの			
川中島町四ツ屋	かわなかじままちよつや			
里島	さとじま			
金井田	かないだ			
三本柳西1丁目	さんぼんやなぎにし1ちょうめ			
三本柳西2丁目	さんぼんやなぎにし2ちょうめ			
三本柳西3丁目	さんぼんやなぎにし3ちょうめ			
川中島町今井原	かわなかじままちいまいはら			
青木島町青木島甲	あおきじままちあおきじまこう			
青木島町青木島乙	あおきじままちあおきじまおつ			
青木島1丁目	あおきじま1ちょうめ			
青木島2丁目	あおきじま2ちょうめ			

議案第12号

長 野 市		現 況 比 較		
住 所 名	読 み	大 岡 村	戸 隠 村	鬼 無 里 村
丹波島1丁目	たんばじま1ちょうめ			
丹波島2丁目	たんばじま2ちょうめ			
丹波島3丁目	たんばじま3ちょうめ			
青木島町綱島	あおきじままちつなしま			
青木島町大塚	あおきじままちおおつか			
真島町真島	ましままちましま			
真島町川合	ましままちかわい			
小島田町	おしまだまち			
稲里町中氷鉦	いなさとまちなかひがの			
稲里町下氷鉦	いなさとまちしもひがの			
稲里1丁目	いなさと1ちょうめ			
稲里町田牧	いなさとまちたまき			
大橋南1丁目	おおはしみなみ1ちょうめ			
大橋南2丁目	おおはしみなみ2ちょうめ			
青木島3丁目	あおきじま3ちょうめ			
青木島4丁目	あおきじま4ちょうめ			
下氷鉦1丁目	しもひがの1ちょうめ			
市場	いちば			
広田	ひろた			
三本柳東1丁目	さんぼんやなぎひがし1ちょうめ			
三本柳東2丁目	さんぼんやなぎひがし2ちょうめ			
三本柳東3丁目	さんぼんやなぎひがし3ちょうめ			
稲里町中央1丁目	いなさとまちちゅうおう1ちょうめ			
稲里町中央2丁目	いなさとまちちゅうおう2ちょうめ			
稲里町中央3丁目	いなさとまちちゅうおう3ちょうめ			
稲里町中央4丁目	いなさとまちちゅうおう4ちょうめ			
七二会甲	なにあいこう			
七二会乙	なにあいおつ			
七二会丙	なにあいへい			
七二会丁	なにあいてい			
七二会戊	なにあいぼ			
七二会己	なにあいき			
信更町赤田	しんこうまちあかだ			
信更町田野口	しんこうまちたのくち			
信更町氷ノ田	しんこうまちひのた			
信更町灰原	しんこうまちはいばら			
信更町高野	しんこうまちたかの			
信更町田沢	しんこうまちたざわ			

議案第12号

長 野 市		現 況 比 較		
住 所 名	読 み	大 岡 村	戸 隠 村	鬼 無 里 村
信更町吉原	しんこうまちよしはら			
信更町今泉	しんこうまちいまいずみ			
信更町三水	しんこうまちさみず			
信更町上尾	しんこうまちあげお			
信更町涌池	しんこうまちわくいけ			
信更町桜井	しんこうまちさくらい			
信更町宮平	しんこうまちみやだいら			
信更町下平	しんこうまちしもだいら			
信更町古藤	しんこうまちふるふじ			
信更町安庭	しんこうまちやすにわ			

備 考	<p>地方自治法（市町村区域内の町又は字の区域）</p> <p>第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第2項 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>第3項 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>
-----	--



15市まち第16号
平成15年(2003年)6月6日

長野市長様

長野県知事 田中康夫



市町村合併重点支援地域の指定について(通知)

平成15年5月30日付け15合第9号、15大第202号、15戸総第68号、15鬼総第320号で要望のありましたこのことについては、長野市、更級郡大岡村、上水内郡戸隠村、同郡鬼無里村を市町村合併重点支援地域に指定します。

担 当	市町村課まちづくり支援室 岡部英則 樋口栄幸
電 話	026-232-0111 内線 2161 2128 026-235-7139 (直通)
ファクシミリ	026-232-2557
電子メール	machizukuri@pref.nagano.jp

長野市・大岡村・戸隠村・鬼無里村合併建設計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	長野市		大岡村		戸隠村		鬼無里村	
	氏名	役職等	氏名	役職等	氏名	役職等	氏名	役職等
要綱第3 第2項 第1号	轟 正満	長野市議会議員	廣田 宣雄	大岡村議会議員	丸山 市夫	戸隠村議会議員	徳武 誠一	鬼無里村議会議員
要綱第3 第2項 第3号	市川浩一郎	長野県中小企業団体中央会 長野支部長	青木 義重	大岡村教育委員会委員	北山 恵子	戸隠村市町村合併研究委員 会委員	芦沢 國威	鬼無里村農業委員会委員
	小笠原和典	長野市民生児童委員協議会 会長	秋山 格雄	大岡村公民館長	高森 和男	戸隠村商工会副会長	戸谷 正美	合併将来構想研究100人 委員会副委員長
	久保田幸子	長野市農村女性ネットワー ク研究会会長	市川たづ江	大岡村商工会女性部長	徳武 伝康	戸隠村民生委員協議会 副会長	保科 孝紀	鬼無里村公民館長
	齋藤 忠二	長野市区長会副会長	廣田 忠夫	大岡村民生主任児童委員	原山 友安	戸隠村農業委員会会長代理	松本さつき	鬼無里村教育委員長 職務代理
	酒井 哲夫	ながの未来塾会長	福島 邦美	大岡村商工会青年部顧問	二澤 久昭	戸隠村教育委員長	和田祥一郎	合併将来構想研究100人 委員会委員長
	佐々木政彦	ながの環境パートナーシ ップ会議企画運営会議委員	松嶋 公人	大岡村営農支援センター 活性化委員	山口 延子	戸隠村市町村合併研究委員 会委員	和田 安	鬼無里村選挙管理委員長 職務代理
	中川 弘泰	長野市立後町小学校校長	山崎 初声	大岡村女性団体連絡協議会 会長	山本 千秋	戸隠村市町村合併研究委員 会委員	川浦長右工門	公募委員
	樋口 敦子	長野県青年国際交流機構 会長	山崎 義輝	大岡村社会福祉協議会 評議員	横川 正典	戸隠村区長会副会長	清水 満	公募委員
	小池 正明	公募委員	池田 和憲	公募委員	宮本 上	公募委員	塚田 喜市	公募委員
	竹ノ内みはる	公募委員	北島 文雄	公募委員	山口 茂	公募委員	戸谷 公暢	公募委員
曲尾 正子	公募委員	廣田 喜一	公募委員	山口 悠幸	公募委員	宮澤 秀光	公募委員	

区分	氏名	役職等
要綱第3 第2項 第2号	上條 宏之	長野県短期大学学長

長野市・大岡村・戸隠村・鬼無里村任意合併協議会 ホームページの立ち上げについて

- 1 ホームページアドレス (http://w2.avis.ne.jp/~gappei4/)
- 2 開設日 平成15年6月10日
- 3 ホームページの内容
(1) トップ画面



トップ画面には、最新情報や協議会開催予定などを掲載しています。

(2) 協議会の概要

規約、幹事会規程等の規程類、協議会の委員名簿及び協議会組織図を掲載しています。

(3) 会議の状況

協議会の開催ごとに、主な内容、会議資料及び会議録などを掲載していきます。

(4) 協議会だより

協議会だよりのバックナンバーを掲載していきます。

(5) 1市3村のデータ

長野市、大岡村、戸隠村、鬼無里村の統計データ等の概要を掲載していきます。

(6) ご意見・ご質問

住民の皆様からのご意見・ご質問をお寄せいただくページで、インターネットを通じて事務局まで送信されます。

(7) 合併Q & A

市町村合併についての主なポイントをQ & A方式で説明しているものです。

(8) リンク集

「総務省 合併相談コーナー」、「首相官邸 市町村合併支援本部」、「長野県 地域の明日をともにみつめて」、「長野市ホームページ」、「大岡村ホームページ」、「戸隠村ホームページ」、「鬼無里村ホームページ」、「長野市・豊野町任意合併協議会」へリンクをはり、いろいろな情報を取得できるようにしました。

住民の皆様にごできるだけ早く情報発信できるよう、今後さらに充実を図っていきます。

長野市・大岡村・戸隠村・鬼無里村

任意合併協議会 第2回会議資料2

期 日 平成15年6月18日(水)

会 場 鬼無里村 活性化センター

議案第 1 3 号

[協議項目 2 3]

各種事務事業の取扱いのうち、生活・環境部会所管の事務事業について(その 1)

項 目	現 況	
	長 野 市	大 岡 村
戸籍・住基事務等の取扱い窓口	<p>1. 事務内容</p> <p>戸籍法第1条による法定受託事務</p> <p>(1) 戸籍・除籍謄抄本等の発行</p> <p>(2) 出生届・婚姻届・離婚届等の受付</p> <p>住民票・印鑑証明書等の発行</p> <p>(1) 住民票・記載事項証明書等の発行</p> <p>(2) 印鑑証明書(手帳含む)の発行</p> <p>(3) 諸証明・戸籍附表等の発行</p> <p>税証明(一部)の発行</p> <p>埋火葬許可・葬祭具使用の受付</p> <p>外国人登録・証明書の発行</p> <p>身上調査照会・犯歴</p> <p>支所及び連絡所窓口事務</p> <p>自衛隊募集事務</p> <p>戸籍住基事務協議会に関する事務</p> <p>人口動態調査</p> <p>相続税法(昭和25年法律第73号)第58条に関すること。</p> <p>2. 窓口取扱い時間</p> <p>平日: 8:30~17:15 (バスターミナルのみ8:00~17:30)</p> <p>上記以外の夜間・休日は、庶務課警備員室で戸籍関係の届書(付随する住民異動届を含む)のみ受付けている。</p>	<p>1. 事務内容</p> <p>戸籍法第1条による法定受託事務</p> <p>(1) 戸籍・除籍謄抄本等の発行</p> <p>(2) 出生届・婚姻届・離婚届等の受付</p> <p>住民票・印鑑証明書等の発行</p> <p>(1) 住民票・記載事項証明書等の発行</p> <p>(2) 印鑑証明書(手帳含む)の発行</p> <p>(3) 諸証明・戸籍附表等の発行</p> <p>埋火葬許可申請書の受付</p> <p>外国人登録・証明書の発行</p> <p>身上調査照会・犯歴</p> <p>人口動態調査</p> <p>相続税法(昭和25年法律第73号)第58条に関すること。</p> <p>2. 窓口取扱い時間</p> <p>平日: 8:30~17:15</p> <p>上記以外の夜間・休日は、宿・日直の職員が戸籍関係の届書(付随する住民異動届を含む)のみ受付けている。</p>

現 況		調 整 案
戸 隠 村	鬼無里村	
<p>1. 事務内容 戸籍法第1条による法定受託事務</p> <p>(1) 戸籍・除籍謄抄本等の発行</p> <p>(2) 出生届・婚姻届・離婚届等の受付</p> <p>住民票・印鑑証明書等の発行</p> <p>(1) 住民票・記載事項証明書等の発行</p> <p>(2) 印鑑証明書（手帳含む）の発行</p> <p>(3) 諸証明・戸籍附表等の発行</p> <p>埋火葬許可</p> <p>外国人登録・証明書の発行</p> <p>身上調査照会・犯歴</p> <p>柵連絡所窓口事務</p>	<p>1. 事務内容 戸籍法第1条による法定受託事務</p> <p>(1) 戸籍・除籍謄抄本等の発行</p> <p>(2) 出生届・婚姻届・離婚届等の受付</p> <p>住民票・印鑑証明書等の発行</p> <p>(1) 住民票・記載事項証明書等の発行</p> <p>(2) 印鑑証明書（手帳含む）の発行</p> <p>(3) 諸証明・戸籍附表等の発行</p> <p>埋火葬許可</p> <p>墓地経営許可証</p> <p>外国人登録・証明書の発行</p> <p>身上調査照会・犯歴</p>	<p>長野市の制度に統一する。</p> <p>執務時間以外の受付については、組織機構の調整案に基づき、調整を行う。</p>
<p>2. 窓口取扱い時間</p> <p>平日：8：30～17：15</p> <p>夜間・休日は、宿日直者で戸籍関係の届書のみ受け付けている。</p>	<p>2. 窓口取扱い時間</p> <p>平日：8：30～17：15</p> <p>上記以外の夜間・休日は、役場管理人室で宿直・日直の職員が戸籍関係の届書（付随する住民異動届を含む）等を受け付けている。</p>	

項目	現況																	
	長野市	大岡村																
印鑑登録	<p>1 登録資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている者 ・成年被後見人と15歳未満の者は登録できない ・一人1個のみ <p>2 登録の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人出頭主義、書面主義 ・代理申請は可能 <p>3 本人及び登録意思の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書照会（本人確認ができない者及び代理申請） ・運転免許証、パスポート等（官公署発行、写真付き）の呈示 <p>4 本人確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書照会（窓口で本人確認ができない者） ・運転免許証、パスポート等（官公署発行、写真付き）の呈示 <p>5 保護制度</p> <p>印鑑証明書、自己又はあらかじめ指定した代理人以外の者に交付しないよう申請が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライカ判の写真2枚を添えて申請 ・保護期間は3年 	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>5 保護制度 該当なし</p>																
消費者行政	<p>1 講座、講演会等の開催状況 H13</p> <table border="0"> <tr> <td>・消費生活講演会</td> <td>長野市連合婦人会と共催</td> <td>婦人会員対象</td> </tr> <tr> <td>・生活知識講座</td> <td>4回</td> <td>市民対象</td> </tr> <tr> <td>・生活設計講座</td> <td>2回</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>・消費生活展記念講演</td> <td>1回</td> <td>〃</td> </tr> </table> <p>2 啓発、広報活動 H13</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発 FMぜんこうじ 5回 出前講座 6回（公民館等） ・広報 広報ながの 2回掲載 ・啓発用パンフレット、冊子の配布 ・くらしまる得情報隣組回覧 ・有線放送随時啓発 <p>3 消費生活相談 H1 1, 141件（特殊販売 594件、以外 547件）</p> <p>4 不用品のあっせん H1 3希望 1,263件 提供 1,045件 交換成立 562件</p> <p>5 消費者団体の育成 H13 講座、講演会、他の情報の周知優先、リサイクルバザールの開催</p>	・消費生活講演会	長野市連合婦人会と共催	婦人会員対象	・生活知識講座	4回	市民対象	・生活設計講座	2回	〃	・消費生活展記念講演	1回	〃	<p>1 講座、講演会等の開催状況 H13</p> <table border="0"> <tr> <td>・石けん作り講習会</td> <td>2回（内1回、更埴市消費者の会との講習）</td> </tr> <tr> <td>・村民の集い</td> <td>1回</td> </tr> </table> <p>2 啓発、広報活動 H13</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線放送 随時 ・「悪質訪問販売・勧誘お断りシール」全戸配布 <p>3 消費生活相談 H1 1件</p> <p>4 不用品のあっせん H1 3該当なし</p> <p>5 消費者団体の育成 H13 該当なし</p>	・石けん作り講習会	2回（内1回、更埴市消費者の会との講習）	・村民の集い	1回
・消費生活講演会	長野市連合婦人会と共催	婦人会員対象																
・生活知識講座	4回	市民対象																
・生活設計講座	2回	〃																
・消費生活展記念講演	1回	〃																
・石けん作り講習会	2回（内1回、更埴市消費者の会との講習）																	
・村民の集い	1回																	

現 況		調 整 案
戸 隠 村	鬼無里村	
同左	同左	長野市の制度に統一する。
同左	同左	
同左	同左	
同左	同左	
5 保護制度 印鑑証明書を、自己又はあらかじめ指定した代理人以外の者に交付しないよう申請が可能	5 保護制度 印鑑証明書を、自己又はあらかじめ指定した代理人以外の者に交付しないよう申請が可能	
1 講座、講演会等の開催状況 H13 なし	1 講座、講演会等の開催状況 H13 該当なし	長野市の制度に統一する。
2 啓発、広報活動 H13 ・ 広報 一回 ・ 啓発用パンフレット、冊子の配布	2 啓発、広報活動 H13 ・ 啓発 村民の集い時に、くらしの会の皆さんの活動報告 (生ごみの堆肥化 ポカシ作り)(ごみ減量化 マイバック運動 (廃油から石鹸作り)(環境にやさしいアクリルタワシ) (ヘチマの化粧水) ・ 広報 広報鬼無里 3回掲載 ・ くらしまる得情報回覧 ・ 有線放送随時啓発	
3 消費生活相談 H1 該当なし	3 消費生活相談 H1 5件(訪問販売 1件、以外 4件) クーリング・オフ1件	
4 不用品のあっせん H1 該当なし	4 不用品のあっせん H1 該当なし	
5 消費者団体の育成 H13 該当なし	5 消費者団体の育成 H13 講座、講演会、他の情報の周知優先、消費者教室等参加	

項 目	現 況	
	長 野 市	大 岡 村
市民法律相談	<p>1 相談の種類</p> <p>法律相談 土地家屋、経済、相続、戸籍関係、交通事故等に関すること。</p> <p>税務相談 国税並びに地方税の課税及び納税に関すること。</p> <p>登記相談 土地、家屋の登記及び相続登記等、登記全般に関すること。</p> <p>公証相談 遺言書・契約書・示談書の作成に関すること。</p> <p>2 相談費用 相談者の相談費用は、無料とする。</p>	<p>1 相談の種類</p> <p>法律相談 該当なし</p> <p>税務相談 該当なし</p> <p>登記相談 土地、家屋の登記及び相続登記等、登記全般に関すること。</p> <p>公証相談 該当なし</p> <p>2 相談費用 相談者の相談費用は、無料とする。</p>
リサイクルバザール事業補助金	<p>各家庭に死蔵されている品物の有効利用を図りリサイクルに対する意識を高揚するため、長野市民会館集会所でリサイクルバザールを実施する。</p> <p>年3回開催されているが、使用料・冷暖房料が必要なため1店あたり3000円の出店料を徴収し、長野市から40,000円の事業負担金を交付している。</p>	<p>該当なし</p>
斎場の設置及び管理	<p>1 名称等</p> <p>大峰斎場 長野市大字長野箱清水1612-1 昭和44年開設、敷地面積：5,816、火葬炉：4基、待合室：4室</p> <p>松代斎場 長野市松代町東寺尾3323 昭和55年開設、敷地面積：4,622.54、火葬炉：2基、待合室：2室</p> <p>2 職員体制</p> <p>大峰斎場 火葬業務委託職員 3名（平成14年度～）</p> <p>松代斎場 正規職員（技術吏員） 3名、嘱託職員 1名</p> <p>3 取扱時間 9:00～17:00</p> <p>4 休日 1月1日（友引日、祝日、土・日曜日も取り扱う）</p>	<p>1 名称等</p> <p>犀峽衛生施設組合火葬場 上水内郡信州新町大字新町字上平立沖1298番地2 昭和39年開設、敷地面積：1,889、火葬炉：1基、待合室：1室</p> <p>2 職員体制</p> <p>火葬業務委託 （有）アクアテック</p> <p>3 取扱時間 9:00～17:00</p> <p>4 休日 1月1日（友引日、祝日、土・日曜日も取り扱う）</p>

現 況		調 整 案
戸 隠 村	鬼無里村	
該当なし	<p>1 相談の種類</p> <p>法律相談 該当なし</p> <p>税務相談 該当なし</p> <p>登記相談 土地、家屋の登記及び相続登記等、登記全般に関すること。</p> <p>公証相談 該当なし</p> <p>2 相談費用 相談者の相談費用は、無料とする。</p>	長野市の制度に統一する。
該当なし	該当なし	長野市の制度を適用する。
<p>1 . 名称等</p> <p>裾花火葬場 鬼無里村大字鬼無里字丸畑 9 2 3 番地 4</p> <p>敷地面積：2, 1 0 4 m²、火葬炉：1 基、待合室：1 室</p> <p>昭和 5 1 年 1 月 1 日供用開始</p> <p>2 . 職員体制</p> <p>裾花火葬場 火葬業務嘱託職員</p> <p>3 取扱時間 9:00 ~ 17:00</p> <p>4 休日 1月1日（友引日、祝日、土・日曜日も取り扱う）</p>	<p>1 . 名称等</p> <p>裾花火葬場 同左</p> <p>2 . 職員体制</p> <p>裾花火葬場 同左</p> <p>3 取扱時間 同左</p> <p>4 休日 同左</p>	大岡村については、現行のとおりとする。 戸隠村、鬼無里村については、裾花火葬場を長野市斎場として取り扱う。

項 目	現 況	
	長 野 市	大 岡 村
霊柩車・祭壇・花輪・葬祭具	<p>1 業務内容</p> <p>霊柩車の運行（ワンボックスタイプ 3台）</p> <p>祭壇の飾り付け（仏式1～4号、神式）</p> <p>花輪の飾り付け</p> <p>葬祭具小物の販売</p> <p>棺・骨箱・位はい・小物一式</p> <p>小人棺（大）、小人棺（小）、死産児棺、小人骨箱、小人位はい、塔婆、七本塔婆、霊膳、鍬、風呂敷、香典帳、分骨袋、骨びん</p> <p>2 職員体制</p> <p>正規職員（技術吏員） 2名、業務委託職員（シルバー人材センター） 2名</p> <p>3 休日 1月1日（友引日、祝日、土・日曜日も取り扱う）</p> <p>4 取扱時間 8:30～17:15</p> <p>5 については平成15年度をもって廃止予定。</p>	<p>1 業務内容</p> <p>霊柩車の運行（ワンボックスタイプ 1台）</p>
葬祭事務取扱い窓口	<p>1 取扱内容</p> <p>斎場使用許可申請、死体埋葬・火葬許可申請、死胎埋葬・火葬許可申請の受付</p> <p>葬祭具使用許可等申請の受付</p> <p>2 取扱い窓口</p> <p>平日時間内（8：30～17：15）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁市民課戸籍窓口 ・17支所の市民窓口 <p>土曜・日曜・祝日・年末年始の時間内（8：30～17：15）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁庶務課警備員室 <p style="padding-left: 40px;">斎場使用許可申請、死体埋葬・火葬許可申請、死胎埋葬・火葬許可申請の受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民課業務担当 <p style="padding-left: 40px;">葬祭具使用許可等申請の受付</p> <p>時間外（17：15～8：30）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁庶務課警備員室 	<p>1 取扱内容</p> <p>火葬許可書の発行</p> <p>2 取扱い窓口</p> <p>平日時間内（8：30～17：15）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場住民課窓口 <p>土曜・日曜・祝日・年末年始の時間内（8：30～17：15）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿・日直対応 <p>（火葬許可書の発行）</p> <p>時間外（17：15～8：30）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場宿直で受け付け

現 況		調 整 案
戸 隠 村	鬼無里村	
<p>1 業務内容 同左</p>	<p>1 業務内容 同左</p>	<p>大岡村については、現行のとおりとする。 戸隠村、鬼無里村については、長野市の制度に統一する。</p>
<p>1 取扱内容 火葬場使用許可申請、死体火葬許可申請の受付</p> <p>2 取扱い窓口 平日時間内（８：３０～１７：１５） ・役場住民課窓口 ・連絡所の窓口 土曜・日曜・祝日・年末年始の時間内（８：３０～１７：１５） ・役場宿日直室 火葬場使用許可申請、死体火葬許可申請の受付</p> <p>時間外（１７：１５～８：３０） ・役場宿日直で受付け</p>	<p>1 取扱内容 火葬場使用許可申請、死体火葬許可申請の受付</p> <p>2 取扱い窓口 平日時間内（８：３０～１７：１５） ・役場住民福祉課戸籍窓口 土曜・日曜・祝日・年末年始の時間内（８：３０～１７：１５） ・役場宿日直管理人室 火葬場使用許可申請、死体火葬許可申請の受付</p> <p>時間外（１７：１５～８：３０） ・役場宿日直管理人室</p>	<p>長野市の制度に統一する。 執務時間以外の受付については、組織機構の調整案に基づき、調整を行う。</p>

項 目	現 況	
	長 野 市	大岡村
男女共同参画計画	<p>1. 名称 長野市男女共同参画計画 みとめあい ささえあい21</p> <p>2. 目的 「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づき、長野市における「男女共同参画社会の形成」のための基本方針を掲げ、各分野にわたる施策の基本的な方向を明らかにする。</p> <p>3. 計画期間 平成12年度～16年度（5か年度）</p> <p>4. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画のための意識づくり (2) 全員参画の社会づくり (3) 男女が共に自立し、豊かで安心できる生活づくり (4) 国際社会へのひとづくり 	該当なし
男女共同参画推進条例	<p>1. 条例の目的 男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現すること。</p> <p>2. 条例の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の人権の尊重 (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 (5) 国際社会の動向への配慮 	該当なし

現 況		調 整 案
戸 隠 村	鬼無里村	
該当なし	該当なし	長野市の制度を適用する。
該当なし	該当なし	長野市の制度を適用する。

項 目	現 況	
	長 野 市	大岡村
男女共同参画意識の啓発活動	<p>1 講演会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間行事 市民による6ワークショップの開催 ・フォーラム・イン・ながの 「そだち合う家族・家族像への提言 - 」 基調講演 「脱『家族』の時代」マーケティング・プランナー 三浦 展 対談・会場とのディスカッション 長野大学助教授 古田睦美・三浦 展 ・しなのき講演会 5回 ・井戸端トーク 5回 (14年度から中止) <p>2 啓発資料の作成 情報紙「With You」の発行(年2回 4000部)</p> <p>3 しなのき出張セミナー 団体で行われる研修会に講師を派遣 6回</p>	<p>1. 目的 男女共同参画に係る村民意識の高揚を図り、男女共同参画社会の形成を阻害する要因を解消する。</p> <p>2. 平成13年度事業実績</p> <p>(1)啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 啓発資料の作成 広報紙の発行 イ セミナーへの参加 男女共同参画コミュニケーター3名 3回参加 ウ コミュニケーターによる女性団体連絡協議会員への知識の向上セミナー実施
女性のための法律相談	<p>1. 相談内容</p> <p>女性の権利一般に関する相談</p> <p>夫婦親子など家族問題、財産問題、DV、セクハラ等女性の権利や人権に関すること</p> <p>2. 担当 長野市在住の女性弁護士</p> <p>3. 日時 毎月第2金曜日 午前10時～12時まで(2時間)</p> <p>4. 相談人数 1回4人(1人30分)</p>	該当なし
女性の人材育成	<p>1. 講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性リーダー交流会 参加者 54人 講演 残間里江子・グループ討議 ・男女共同参画地域リーダー養成講座 3回コース 参加者 32人 ・女性のための行政入門講座 10回コース 参加者 41人 	該当なし

現 況		調 整 案
戸 隠 村	鬼無里村	
該当なし	1. 目的 男女共同参画に係る村民意識の高揚を図る。 2. 平成13年度事業実績 ア 広報誌への掲載 イ コミュニケーターのセミナー参加	長野市の制度に統一する。
該当なし	該当なし	長野市の制度を適用する。
該当なし	該当なし	長野市の制度を適用する。

項 目	現 況			
	長 野 市		大岡村	
働く婦人の家2館の管理運営		長野市働く婦人の家	長野市南部働く婦人の家	該当なし
	施設の状況	鉄骨造り3階建ての2階部分 688.82㎡	鉄骨造り平屋建て 697.04㎡	
	開館日	〔柳町老人福祉センターとの 複合施設〕 昭和53年4月1日	平成元年1月21日	
	開館時間	平日9:00~21:00	同 左	
	休館日	土・日・祝日・年末年始	同 左	
	対象者	女性労働者及び勤労者 家庭主婦等	同 左	
	講座内容（13年度実績）	65講座	73講座	
	職業講座	14（育児サポーター他）	15（医療事務入門他）	
料理	14（男性の料理他）	21（男の腕まくり料理他）		
軽運動	4（楽しくダンス他）	6（シェイプアップ体操他）		
趣味	31（トラベル英会話他）	27（初心者のピアノ他）		
講演会	2（家庭生活とストレス他）	2（小さな秋のコンサート他）		

現 況		調 整 案
戸 隠 村	鬼無里村	
該当なし	該当なし	長野市の制度を適用する。

項 目	現 況	
	長 野 市	大岡村
勤労者女性会館しなのきの管理運営	<p>1. 目的</p> <p>勤労者及び女性の文化教養と福祉向上を図るとともに、一般市民に広く利用してもらうことにより、市民の文化教養の向上を図る。</p> <p>2. 対象</p> <p>勤労者・女性その他一般市民</p> <p>3. 開館時間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後9時30分 ・休館日 月曜日（祝日の場合は翌日） 祝日の翌日（日曜日を除く） 12月29日～1月3日 <p>4. 施設内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホール・相談室（2）・応接室・音楽室・会議室（3）・研修室・和室・視聴覚室・子供室・トレーニングルーム 	該当なし
ファミリー・サポート・センター事業	<p>1. 目的</p> <p>仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図る。</p> <p>2. 会員</p> <p>相互援助活動に熱意と理解があれば、年齢、職業の有無、性別、資格は問わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼会員 長野市に在住または勤務している、生後3か月から12歳（小学校6年生）までの子どもの保護者 ・提供会員 長野市に在住し、心身ともに健康で、原則として自宅での保育が可能でありファミリー・サポート・センターが実施する会員講習会を終了した者 ・両方会員 依頼会員、提供会員の両方を兼ねる者 <p>3. 報酬の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～土曜日の午前7時～午後7時 1時間当たり 600円 ・日曜日、祝祭日、年末年始並びに上記以外の時間、病後児 1時間当たり700円 ・1世帯で2人以上の子どもを預ける場合は、2人目から半額 ・子どもの送迎のための交通費等は実費 自家用車利用の送迎は各1回200円 ・朝食 200円 昼食 300円 夕食 300円 おやつ 100円 	該当なし

現 況		調 整 案
戸 隠 村	鬼無里村	
該当なし	該当なし	長野市の制度を適用する。
該当なし	該当なし	長野市の制度を適用する。